

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市ひとり親世帯家賃債務保証料減額事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅 公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱（平成18年国土交通省通知国住備第132号）第3第9号に規定する住宅をいう。
- (2) 入居者 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に契約して入居する者。
- (3) 家賃 賃貸借契約書に定められた1か月当たりの賃貸料（管理費、共益費、水光熱費及び駐車場使用料等を除く。）をいう。
- (4) 家賃債務保証 入居者の委託を受けた者が、賃貸借契約に基づき当該入居者が負担すべき債務を保証することをいう。

(補助対象住宅の要件)

第3条 補助対象住宅は、次に掲げる全ての要件を満たす住宅とする。

- (1) 市内に存すること。
- (2) 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅であること。
- (3) 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅として管理を開始してから10年（家賃及び家賃債務保証料に係る補助の総額が限度額の10年間分を超えない場合にあっては20年）以内であること。
- (4) 入居者が郡山市ひとり親世帯家賃減額事業実施要領第8条第5項に規定される入居者資格確認通知書の交付を受けていること。
- (5) 家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない水準以下であること。
- (6) 減額前の家賃債務保証料が、適正な水準にあること。
- (7) 家賃債務保証料の減額を行う者及び賃貸人が、入居者に保証人（当該家賃債務保証料の減額を行う者を除く。）を求めないこと。
- (8) 入居者の選定方法その他賃貸の条件が次のアからエまでに定める基準に準じて、適正に定められるものであること。
 - ア 賃貸人は、入居者を原則として公募すること。
 - イ 賃貸人は、抽選その他公正な方法により入居者を選定すること。
 - ウ 賃貸人は、入居者が不正な行為によって入居したときは、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に係る賃貸借契約を解除することを賃貸の条件とすること。
 - エ 賃貸人は、次に掲げる場合を除くほか、賃借人から権利金、謝金等の金品を受領し、その他の賃借人の不当な負担となることを賃貸の条件としないこと。
 - (ア) 毎月その月分の家賃を受領する場合
 - (イ) 家賃の3月分を超えない額の敷金を受領する場合

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象者（以下、「補助対象事業者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象事業者が次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第20条第2項に規定する家賃債務保証業者
 - イ 同法第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人

- (2) 補助対象事業者が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）条例第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員又は暴力団員等に該当していないこと。

（家賃債務保証料に係る契約締結）

第 5 条 補助対象事業者は、入居者が郡山市ひとり親世帯家賃減額事業実施要領第 8 条第 5 項に規定する入居資格確認通知書の交付を受けた後、家賃債務保証契約を締結するものとする。

2 補助対象事業者は、前項の家賃債務保証契約を締結する場合において、家賃債務保証料の額から本補助金の額を控除した額を入居者負担額とすることを契約の内容としなければならない。

3 補助対象事業者は、前項の契約を締結したときは、契約日から 14 日以内に当該家賃債務保証料に係る契約書の写しを、市長に提出しなければならない。

附 則

この要領は、令和 4 年 8 月 25 日から施行する。